

秋田県ひとり親家庭等養育費確保支援事業実施要綱

(目的)

第1条 離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達に必要な養育費の確保を支援するため、養育費確保に係る法的手続き等に要する費用を負担するひとり親家庭等に対し、予算の範囲内において、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金(以下「給付金」という。)を支給する。

(通則)

第2条 給付金の支給手続き等については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、養育費とは、民法(明治29年法律第89号)第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。

(支給対象者、支給対象経費、及び支給金額)

第4条 給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)、給付金の支給対象となる経費(以下「支給対象経費」という。)及び支給金額については、別表1から別表4に定めるとおりとする。

(給付金の支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、支給対象となる手続きが完了した日から1年以内に、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金支給申請書(様式第1号)に、別表1から別表4に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(給付金の支給決定等)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査を行い、支給の可否及び支給金額について決定するものとする。

2 知事は、給付金を支給することが適当であると認めるときは、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金支給決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(支給申請の取下げ)

第7条 申請者は、当該支給決定を受けた内容に変更があったこと等により、給付金の支給

の申請を取り下げようとするときは、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金支給申請取下書（様式第3号）により、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったとき、既に第6条第2項の規定による支給決定が行われていたときは、従前の給付金支給の決定はその効力を失う。

（審査に係る留意事項）

第8条 知事は、第5条に規定する申請書及び申請書に添付されている書類等について、別表1から別表4に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する書類等について、確認後、必要に応じて写しを取り、申請者に返却するものとする。

（給付金の支払い）

第9条 給付金は、第6条の規定による支給決定通知後、添付書類に記載された口座に給付金を振り込み、支給するものとする。

（日本司法支援センターによる弁護士費用等の立替えを利用する場合の特例）

第10条 別表2に定める養育費請求調停申立て、もしくは、別表3に定める未払い養育費に係る強制執行申立てに係り、日本司法支援センター（法テラス）による弁護士費用等の立替えを利用する場合に、立替金の償還が免除又は猶予の対象となるときは、給付金の支給対象としない。

（決定の取消し）

第11条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）債権債務が確定した契約行為が解除となるなど申請者が支給対象経費を負担する必要がなくなったとき、または、受給要件を満たさなくなったとき。

（2）虚偽その他の不正の行為により給付金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

- 2 知事は、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すときは、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金支給決定取消し通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第12条 申請者は、知事が給付金の支給決定を変更又は取り消した場合において、給付金が既に支給されているときは、知事の定める期限内に、当該給付金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

支給区分	養育費について公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料の支給
支給対象者 (第4条関係)	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 (1) 養育費について公正証書(強制執行認諾約款付きのものに限る。)による債務名義を作成し、それに要する公証人手数料を負担する者。 (2) 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する支給(他自治体が支給したものを含む)を受けていない者。
支給対象経費 (第4条関係)	公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料(養育費の取決めに要する部分に限る。)及び送達に要する料金
支給金額 (第4条関係)	支給対象経費の全額とする。ただし、その額が3万円を超える場合は、3万円とする。
申請書に添付する書類 (第5条関係)	(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可) (2) 申請者の現住所が確認できる書類。 (住民票の写し(個人番号の記載のないもの)、運転免許証など) (3) 対象となる経費の領収書等、申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) (4) 養育費について取り決めた公正証書(強制執行認諾約款付きのものに限る。)の写し (5) 支払先の指定口座「通帳」の写し (金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号が確認できる状態での写し) (6) その他、知事が必要と認めるもの
審査に係る留意事項 (添付書類に記載されることが必要な事項) (第8条関係)	1 領収書等 (1) 宛名 (2) 領収年月日 (3) 領収金額 (4) 取引内容 (5) 領収者の住所及び氏名、領収印 2 公正証書の写し (1) 養育費についての取決め (2) 強制執行認諾約款

別表2

支給区分	養育費請求調停（養育費増額請求調停を含む。以下同じ。）申立てをする場合に要する費用の支給
支給対象者 （第4条関係）	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 （1）養育費請求調停申立てを行い、それに要する費用を負担する者。 （2）養育費の取決めに係る債務名義を有している者（有する見込みの者を含む）。 （3）養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者（扶養する見込みの者を含む）。 （4）過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する支給（他自治体が支給したものを含む）を受けていない者。
支給対象経費 （第4条関係）	養育費請求調停申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代、並びに弁護士費用。調停で解決せず、審判へ移行した場合にかかる費用。（上記同様の費用）
支給金額 （第4条関係）	支給対象経費の合計額の全額とする。ただし、その額が6万円を超える場合は、6万円とする。
申請書に添付する書類 （第5条関係）	（1）申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可） （2）申請者の現住所が確認できる書類。 （住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、運転免許証など） （3）対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの（申請者本人が負担するものに限る。） （4）裁判所が受理した申立て書類一式の写し （5）養育費請求調停申立ての結果が分かる書類 （6）支払先の指定口座「通帳」の写し （金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号が確認できる状態での写し） （7）その他、知事が必要と認めるもの

<p>審査に係る留意事項 (添付書類に記載されていることが必要な事項) (第8条関係)</p>	<p>1 領収書等(行政機関等が発行する領収書等で、記載が困難な場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 宛名(2) 領収年月日(3) 領収金額(4) 取引内容(5) 領収者の住所及び氏名、領収印 <p>2 養育費の取決めを交わした文書の写し</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 養育費の取決め
---	--

別表 3

支給区分	未払い養育費に係る強制執行申立てをする場合に要する費用の支給
支給対象者 (第4条関係)	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 (1) 未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担する者。 (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者。 (3) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者。 (4) 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する支給(他自治体が支給したものを含む)を受けていない者。
支給対象経費 (第4条関係)	強制執行申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代、並びに弁護士費用。 (ただし強制執行申立ての結果、弁護士費用以外の部分について債務者から支払を受けた場合は当該費用の支給は行いません。)
支給金額 (第4条関係)	支給対象経費の合計額の全額とする。ただし、その額が6万円を超える場合は、6万円とする。
申請書に添付する書類 (第5条関係)	(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可) (2) 申請者の現住所が確認できる書類。 (住民票の写し(個人番号の記載のないもの)、運転免許証など) (3) 対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) (4) 裁判所が受理した申立て書類一式の写し (5) 公正証書、調停調書、審判書、確定判決等の養育費の取決めに交わした文書の写し (6) 強制執行申立ての結果が分かる書類 (7) 支払先の指定口座「通帳」の写し (金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号が確認できる状態での写し) (8) その他、知事が必要と認めるもの

<p>審査に係る留意事項 (添付書類に記載されていることが必要な事項) (第8条関係)</p>	<p>1 領収書等 (1) 宛名 (2) 領収年月日 (3) 領収金額 (4) 取引内容 (5) 領収者の住所及び氏名、領収印</p> <p>2 養育費の取決めを交わした文書の写し (1) 養育費の取決め</p>
---	--

別表4

支給区分	保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料の支給
支給対象者 (第4条関係)	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 (1) 保証期間が1年以上の養育費保証契約を保証会社と締結する者。 (2) 保証会社と締結する養育費保証契約について、その初回保証料を負担する者。 (3) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者(扶養する見込みの者を含む)。 (4) 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する支給(他自治体が支給したものを含む)を受けていない者。
支給対象経費 (第4条関係)	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る。)
支給金額 (第4条関係)	支給対象経費の全額とする。ただし、その額が5万円を超える場合は、5万円とする。
申請書に添付する書類 (第5条関係)	(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可) (2) 申請者の現住所が確認できる書類。 (住民票の写し(個人番号の記載のないもの)、運転免許証など) (3) 対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) (4) 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)の写し (5) 保証会社との養育費保証契約締結に必要な「養育費の取決めを交わした文書」の写し(公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など) (6) 支払先の指定口座「通帳」の写し (金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号が確認できる状態での写し) (7) その他、知事が必要と認めるもの

<p>審査に係る留意事項 (添付書類に記載されていることが必要な事項) (第8条関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 領収書等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 宛名 (2) 領収年月日 (3) 領収金額 (4) 取引内容 (5) 領収者の住所及び氏名、領収印 2 養育費保証契約書の写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること。 (2) 保証期間が1年以上であること。 3 養育費の取決めを交わした文書の写し(次の事項について、養育費保証契約書と同一の内容が記載されていること) <ol style="list-style-type: none"> (1) 養育費権利者 (2) 養育費支払義務者 (3) 養育費対象児童
---	--